

広報ひこね



HIKONE



仙琳寺の楼門（古沢町）

2003

12 / 15

みんなで考えよう 市町合併 第32回	2
COMO VAI? コモ ヴァイ? ロザーネです 第4回	5
募集 (仮称)健康ひこね21計画 正式名称とシンボルマーク	6
年未年始 彦根城の催し物	9
情報掲示板 年未年始のごみ処理	9
年未年始の市の業務	12

市町合併

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、多岐にわたるさまざまな協定項目について協議されています。

今回は、11月26日に豊郷町で開催された第15回合併協議会で協議・確認された項目のうち、住民負担にかかわる「地方税」、「使用料・手数料等」の取り扱い、住民サービスにかかわる「各種事務事業」の取り扱い、財産の取り扱い、町名・字名の取り扱い、一部事務組合等の取り扱いについて、その主な内容をお知らせします。

① 1市3町の所有する財産、公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

② 財産区財産は、財産区財産として新市に引き継ぐものとする。

《町名・字名の取り扱い》

彦根市の「町」および「丁目」ならびに豊郷町、甲良町、多賀町の「大字」の区域は、従前のとおりとする。

彦根市の「町名」および「丁目」の名称は、現行のとおりとす。

豊郷町、甲良町および多賀町の彦根市に続く「町名」については、合併時に「大字」の字句を削除し、従前の大字名の前にそれぞれ合併前の町名を付けたものとする。

《一部事務組合等の取り扱い》

1市3町が構成市町村の一部となっている滋賀県市町村職員退職手当組合、滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合以外の組合等については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日当該組合に加入する。

滋賀県市町村職員退職手当組合、滋賀県町村議会議員公務

《各種事務事業の取り扱い》

各種事務事業（電算システム関係）の取り扱いについては、住民サービスの低下を招かないように、合併時に1市3町の既存の電算システムの統合を図るとともに、ネットワークシステムの構築を図るものとする。

市町合併に関する問い合わせ先
 彦根市町合併推進室 ☎22141
 1 番内線 414 番、FAX ☎1398 番

合併協議会で確認された地方税の取り扱い（つづき）

	現 況				調整の具体的内容	
	彦 根 市	豊 郷 町	甲 良 町	多 賀 町		
固定資産税	税率	1.4%（標準税率）	同左	同左	同左	現行のとお市新市に引き継ぐ。
	不均一課税	要件：国際観光ホテル整備法に規定する登録ホテル・旅館 対象：家屋 税率：1.05%	なし	なし	なし	彦根市の制度を新市に引き継ぐ。
都市計画税	区市街化	あり	なし（線引きのない都市計画区域）	なし（線引きのない都市計画区域）	あり	彦根市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、多賀町の市街化区域の土地および家屋については、平成16年度、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から平成20年度までは課税免除とする。
	納税義務者	都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地および家屋の所有者	なし	なし	なし	
	税率	0.2%	なし	なし	なし	
軽自動車税	1市3町の税額は同じ				現行のとお市新市に引き継ぐ。	
たばこ税	1市3町の税率は同じ				現行のとお市新市に引き継ぐ。	

合併協議会で確認された使用料・手数料等

	現 況				調整の具体的内容
	彦 根 市	豊 郷 町	甲 良 町	多 賀 町	
し尿処理手数料	【下の別表1のとおりに】	業者委託 参考金額：12円22銭/ℓ	同左	同左	現行のとお市新市に引き継ぐ。
粗大ごみ処理手数料	【下の別表2のとおりに】	なし	なし	なし	合併後、新市において調整する。

別表1 彦根市のし尿処理手数料

定額制	取扱区分	手数料	従量制	取扱区分	手数料
	月1回収	基本料金450円、世帯員1人につき380円を加算。ただし、1人世帯の場合の加算は190円			不特定多数の人が出入りする事務所および定額制によりがたいもの
月2回以上収集	1回目は上記と同様。2回目からは1回ごとに基本料金450円		臨時に収集を必要とするもの	基本料金850円、1ℓにつき9円の割合で算定した額を加算	
2か月または3か月に1回収	基本料金450円、世帯員1人につき380円×当該月数を加算。ただし、1人世帯は190円×当該月数				
上記に該当するもののうち、特別に収集を必要とする場合	1回につき基本料金450円				

別表2 彦根市の粗大ごみ処理手数料

取扱区分	手数料
小物類を45ℓ以下のビニール袋に収納した場合	1袋 400円
粗大ごみを収集し、運搬し、および処分するときの料金（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を除く。）	1番長い一辺の長さが0.5m未満のもの 1点 400円
	1番長い一辺の長さが0.5m以上1.0m未満のもの 1点 600円
	1番長い一辺の長さが1.0m以上1.5m未満のもの 1点 900円
	1番長い一辺の長さが1.5m以上2.0m未満のもの 1点 1,200円
	1番長い一辺の長さが2.0m以上のもの 1点 1,500円

合併協議会で確認された地方税の取り扱い

	現 況				調整の具体的内容	
	彦 根 市	豊 郷 町	甲 良 町	多 賀 町		
個人市（町）民税	均等割	税率：2,500円/年 （人口5万人以上50万人未満の市の標準税率）	税率：2,000円/年 （町・村と人口5万人未満の市の標準税率）	同左	同左	平成16、17年度は現行のとおりとし、平成18年度から人口5万人以上～50万人未満の市の標準税率を採用する。
	所得割	税率：標準税率	同左	同左	同左	現行のとお市新市に引き継ぐ。
法人市（町）民税	均等割	税率：標準税率	同左	同左	同左	現行のとお市新市に引き継ぐ。
	所得割	税率：13.7% （ただし、資本等の金額1億円以上の法人および保険業法に規定する相互会社は14.7%）	税率：14%	同左	税率：13.7%	彦根市の税率に統一する。

合併協議会で確認された各種事務事業

	現況				調整の具体的内容	
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町		
ごみの分別	燃やせるごみ	生ごみ、小枝(木くず)、衣類、紙くず、紙おむつ(汚物を除く)、紙類(新聞、雑誌、段ボール)	生ごみ、紙くず、プラスチック類、ナイロン類、衣類、木、竹類	生ごみ、紙くず、プラスチック類、ナイロン類	同左	各市町の制度を新市に引き継ぐ。 (新広域廃棄物処理施設の設置時に統一する。)
	燃やせないごみ	◆プラスチック類 ◆陶器類・その他(板ガラス、食器、蛍光灯、革製品、ゴム製品など) ◆使用済み乾電池	燃やせるごみ・資源ごみに出せないもの、ゴム類	同左	同左	
	粗大ごみ	家具類、電化製品(特定家庭用機器は除く)、ふとんなど	金属類、非金属類(木製含む)	同左	同左	
	資源ごみ	◆缶・金属類(缶全般、スプレー缶、鉄鍋、アルミ鍋) ◆びん類(びん全般) ◆ペットボトル	◆缶 ◆びん類(透明・茶色・青緑色・黒色) ◆使用済み乾電池 ◆ペットボトル ◆白色トレイ ◆新聞 ◆雑誌 ◆段ボール	◆アルミ缶 ◆スチール缶 ◆びん類(透明・茶色・青緑色・その他) ◆使用済み乾電池 ◆ペットボトル ◆白色トレイ	◆アルミ缶 ◆スチール缶 ◆びん類(透明・茶色・青緑色・黒色) ◆使用済み乾電池 ◆ペットボトル ◆白色トレイ ◆牛乳パック ◆廃食油	
指定ごみ袋	家庭用	燃やせるごみ 特大 11円/枚 大 10円/枚 小 8円/枚 プラスチックごみ専用 8円/枚 陶器・その他ごみ専用 8円/枚	燃やせるごみ 20円/枚 小袋 10円/枚	燃やせるごみ 20円/枚	燃やせるごみ 20円/枚 燃やせないごみ 20円/枚	各市町の制度を新市に引き継ぐ。 (新広域廃棄物処理施設の設置時に統一する。)
	事業所用	全種類 12円/枚	燃やせるごみ 40円/枚	燃やせるごみ 40円/枚	燃やせるごみ 40円/枚	



COMO VAI? = ポルトガル語で「ごきげんいかが?」
第4回 ブラジルの教育制度
 Inverno no Japão e Verão no Brasil! (日本は冬、ブラジルは夏です!)

本格的な寒さがやってきました。皆さんの中には、そろそろスキーの道具を用意している人もいられるかも知れませんね。それに比べ、地球の裏側に位置するブラジルでは、今の季節は夏です。12月から始まる夏休みを、子どもたちは心待ちにしているところです。ブラジルでは、ほとんどの学校は12月末から2か月の休校(夏休み)に入ります。夏休みの過ごし方はさまざまです。ブラジルでは、たくさんの方が別荘を持っているので、子どもたちの多くは、別荘で生活したり、旅行したりして過ごします。

ブラジルの学校に、給食がない理由

ブラジルの学校は、新学期の始まる時期はいろいろです。多くの学校では、3月から始めて、12月に終了します。義務教育は日本の小・中学校にあたる期間が8年あり、その後3年間の高等学校教育が続きます。授業時間は午前、午後、夜間の3つの時間帯に分かれていて、それぞれの時間帯が休憩を含めて5時限ずつで構成されています。このため、子どもたちは午前中だけ、あるいは午後だけ学校に来ることになります。だから、ブラジルの学校には、給食がないのです。

また、5年生までは午前か午後のいずれかの時間帯を選ぶことができ、6年生以上では、昼間に働く生徒向けに、夜間の部もあります。学校での主な科目は、国語、算数、理科、社会、体育、図工、外国語です。外国語は、一般的には英語ですが、地域によってはスペイン語やドイツ語が教えられています。日本と異なり、音楽教育はまだ一般には取り入れられてい

ませんし、ましてや書道は、日本独特の教育なのでしょう。学校給食や、集団登校は、ブラジルではありません。学生服やランドセルなどもなく、子どもたちは好みの服やカバンで登校します。校舎内で上履きに履きかえることもないので、靴箱などは用意されていません。

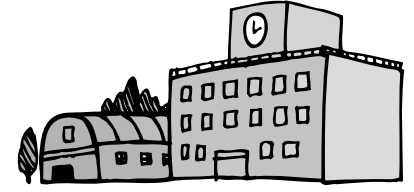
入学式がないブラジルの学校

日本では小学校に入学するとき、教育委員会から知らせが届き、健康診断や入学案内の説明などがありますが、ブラジルではこうしたことはあまり行われていません。寂しいことに、入学式もないのです。家庭訪問や授業参観もなく、父の日か母の日に学校から招待を受け、子どもたちから自作のプレゼントやカードが渡される程度です。運動会に似た催しとしては、GINCANÀと呼ばれる行事があり、クイズや宝探しゲームが行われます。また、子どもたちが本に親しみを持つために、年に一度は校内でブックフェアが開催されます。学芸祭では、演劇やダンス、歌などが披露され、移民の歴史を振り返る行事も行われます。このように、学校では違うところがたくさんあります。

義務教育と子どもの権利

ブラジルでは、憲法に基づき、小学校1年生から8年生までは義務教育となっています。しかし、農村部では通学に時間がかかり、学校に通えない場合もあります。市では送迎バスの運行など、教育の提供に力を入れるようになってきました。国連では、1959年に「国際的子どもの権利」を定め、その精神がブラジル憲法の第84条に刻まれています。ここに、すべての子どもは教育を受ける権利があると書かれているのです。しかし、経済的な事情から働かなくてはならない子どもの数が多く、こうした子どもたちを無くすよう、国をあげて努力しています。

(彦根市国際交流員 田尾ロザーネ)



学区別の住民説明会を開催しました

10月21日から11月12日まで、市内17の小学校区ごとに「学区別住民説明会」を開催しました。全部の会場を合わせて、延べ423人の参加がありました。説明会では、合併の必要性、国や1市3町の財政状況、合併協議会での確認事項、「新まちづくり計画(素案)」の概要などを市長が説明しました。質疑応答では、参加された市民から貴重なご意見やご提言がありました。ここでは、説明会での主な質問に対する市長の回答を紹介します。

主な質問と回答の要旨

- A?** 合併してどれだけの経費が削減できるのか。
1市3町の一般職の職員は、1,167人いるが、10年間で200人くらい削減したいと考えている。人件費は三役、議員、職員を含めて10年間で67億円削減でき、物件費も10年間で90億円削減できると考えている。
- A?** 合併して職員数が減ることにより、サービスが低下するのではないか。
企画・総務関係の職員は、合併することにより職員数を削減でき、全体としても段階的に削減していく。
- A?** 新市まちづくり計画は、何年を目標にしているのか。また実現はできるか。
平成17年度から平成26年度の10年間としている。将来都市像「個性が響き合い活力を生み出す住み続けたいまち」を目標に、だれもが住み続けたいと感じていただけるまちにしていく。
- A?** 米原町との合併は、今からでは遅いのか。
米原町は山東町、伊吹町との合併を選ばれたが、私は米原町に対して、今でも魅力を持っている。将来において、現在の状況のままよいとは思っていない。
- A?** 米原町との合併は、今からでは遅いのか。また実現はできるか。
平成17年度から平成26年度の10年間としている。将来都市像「個性が響き合い活力を生み出す住み続けたいまち」を目標に、だれもが住み続けたいと感じていただけるまちにしていく。
- A?** 住民意向調査について、どのように考えているのか。
合併した場合のまちの姿を説明し、判断材料を示しながら、来年2月に合併の是非を含めた住民意向調査を実施したい。

彦根市国際協会主催 通訳入門講座

将来通訳を目指す人、または通訳の勉強を通して英語力、コミュニケーション能力の向上をさせたい人のための入門講座です。通訳の基本的な技術やトレーニング方法など、通訳のイロハを講師の豊富な体験を基に指導します。

日時 平成16年1月10日(土)、同17日(日)、同24日(土)
午前10時～正午(全3回)
場所 市民会館2階会議室
講師 野口喜代美さん(水口町国際交流協会理事)

対象 英検2級合格程度の英語力を有する人
定員 15人(定員になりしだい締め切ります。)
受講料 3,500円(彦根市国際協会会員は3,000円)
申込期間 12月20日(中)～同26日(金)(ただし12月23日(火)祝は休館日)の午前8時30分～午後5時15分
申し込み・問い合わせ先 彦根市国際協会事務局 ☎214
11番内線 590番

※いずれも無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
司法書士 無料法律相談	12月20日出 9:30~12:30	彦根市労働福祉会館 2階 研修室	サラ金、クレジット、少額裁判関係などの法律相談 前日までに電話で予約してください 彦根市司法書士会事務局 ☎077-525-1093
こころの健康相談 一般相談	12月24日㈫ 13:30~16:30	彦根保健所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
アルコール相談	12月25日㈫ 14:00~16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
人権相談	1月7日㈫ 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 国権政策課 ☎22-1411 (内線373)
法律相談	1月8日㈫ 13:00~15:00	福祉保健センター 別館 第3音楽室 (日・勤労青少年ホーム)	予約制(受付は、12月22日㈫午前8:30から先着4人) 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821
	1月9日㈫ 18:30~20:30		電話による予約制(受付は、12月25日㈫午前8:30から先着3人) ひこねばれず ☎26-7272
中小企業労働相談	毎週月~金曜日 (祝日、年末年始は除く) 9:00~15:45	湖東合同庁舎	労働に関するあらゆる相談や質問に、専門の相談員が応じます (秘密厳守) 彦根中小企業労働相談所(国東東地域審判部内) ☎23-2064
総合労働相談	毎週月~金曜日 (祝日、年末年始は除く) 9:00~17:00	彦根労働基準監督署 (彦根駅前西口・彦根地方合同庁舎1階)	労働者と事業主との間の紛争をはじめ、労働に関するあらゆる相談 に応じます(秘密厳守) 彦根総合労働相談コーナー(彦根労働基準監督署内) ☎22-0854
ひとり親家庭よろず相談	毎日 10:00~22:00	(電話による相談)	母子家庭、父子家庭の生活や子育てについての悩みや相談に、専門の相談員が応じます (彦根市社会福祉協議会 ☎22-1000)

彦根市男女共同参画センター ウィズ
連続講座後期 高橋すみさんとともに
「向老学」トーク&トーク

男女共同参画を推進するため、現在取り組みをしている人、これから取り組むつもりとしている人、男女共同参画についてもっと知りたい人などを対象にした講座です。男女共同参画センター ウィズ・アドバイザー 高橋すみさんの著書「老いを楽しむ向老学」などをテーマに、高橋さん自身から話を聞きます。講師 高橋すみさん

30年前に女性を中心とした学習グループを始め、子育てや介護をしながら、女性グループなどの支援活動を続けています。日本向老学会事務局長 NPO ウィン女性企画代表 日程 平成16年1月24日(土)、2月7日(土)、3月13日(土)、同27日(土)(全4回)

時間 午後1時30分~同3時30分
場所 男女共同参画センター ウィズ(平田町・旧働く婦人の家)
受講料 無料
定員 50人(先着順)
託児 実施します。3日前までに予約してください。
申込方法・問い合わせ先 電話かファクスで男女共同参画センター ウィズ ☎243529番(ファクス共)へ。

(仮称)健康ひこね21計画
正式名称とシンボルマーク

「彦根に住んでいれば、健康になれる」そんなまちづくりを目指して、彦根市では「(仮称)健康ひこね21計画」を策定する準備を進めています。

健康は、健やかで心豊かな暮らしの財産です。この計画では、「安心して楽しく歩けるウォーキング・コースの紹介」「カローリー表示のあるお店を増やす」などの具体的なプランを実践することで、健康づくりをしやういまちにして、10年後、20年後に彦根を健康な人であふれる、いきいきとしたまちにすることを目指しています。策定は、平成16年3月ごろの予定です。

この計画の正式名称と、計画推進のキャンペーンに使うシンボルマークを募集します。明るい、健康なまちにふさわしい作品を考えて、ぜひ応募してください。

作品の規格 《名称》字数、用紙の大きさなどは自由です。
《シンボルマーク》A4サイズ



(210mm x 297mm)の画用紙などに、横向きに描いてください。

応募資格 市内に在住・在学・在勤の人
応募のきまり
・作品には、題名、住所、名前(ふりがな)、電話番号を書いてください。
・学校や事業所などを通じて応募する人は、学校名または事業所名も書いてください。
・応募点数は1人1点とします。
・入賞作品は主催者に帰属するものとします。また、応募作品は原則として返却しません。

賞 各部門の入賞者に記念品を贈ります。
募集期限 平成16年1月23日(金)
(必着)
応募・問い合わせ先 健康課(〒522-0041 平田町670 福祉保健センター内) ☎240816番 FAX 245870番

応募資格 日本国籍を有し、平成16年4月1日現在で15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業

自衛隊生徒
応募資格 日本国籍を有し、平成16年4月1日現在で15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業

来日してまだ日が浅く、日常会話もじゅうぶんでない外国人に、ボランティアとして日本語を教える手伝いをしてもらえる人を募集しています。
日時 毎週日曜日 午前10時~同11時30分 場所 西地区公民館(本町二丁目) 資格 資格・経

登載申請を
農業委員会委員選挙人名簿

毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿が調製されます。選挙人の資格がある人は、この名簿への登載を申請してください。申請書は選挙管理委員会事務局(市役所4階)にあります。

資格 市内に住所があり、平成16年3月31日現在で20歳以上の人で、

- ① 10アール以上の農地を耕作している人
- ② ①の人と同居する親族(6親等以内)またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

申請期限 平成16年1月10日(出)
申請書提出先 農業委員会事務局(市役所3階)
問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎22-1411 番内線462番、FAX 23-4551番

ボランティア日本語教師

来日してまだ日が浅く、日常会話もじゅうぶんでない外国人に、ボランティアとして日本語を教える手伝いをしてもらえる人を募集しています。
日時 毎週日曜日 午前10時~同11時30分 場所 西地区公民館(本町二丁目) 資格 資格・経

おわびと訂正

「広報ひこね」12月1日号8ページで脇田麻優香さんの学年が玉手中学校3年とあるのは、1年の誤りでした。おわびして訂正します。

12月1日号掲載の申込・問い合わせ先の電話番号は誤りでした。おわびして訂正します。

掲示情報

寒さから
水道管を守りましょう

市 水道部

防寒のしかた
保温材を蛇口のところまで巻いてください。
毛布・布などを保温材として利用したときは、その上からビニールなどを巻いてください。

水道管が凍りついて水が出ないときは、

タオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけて氷を溶かしてください。
熱湯は絶対に使わないでください。

水道管が破裂したときは、

メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、市指定給水装置工事業者に連絡してください。
市内の上水道の給水工事や屋内修理(個人負担)は、市の指定している業者以外では

飲酒運転
自転車も禁止!!

市生活環境課

飲酒運転は死亡事故など、重大な事故に直結する悪質で危険な行為です。酒を飲んで事故を起こせば、その被害は被害者や自分だけでなく、家族など周囲の人にも及びます。
「ちょっとしか飲んでないから」「時間が経ったから、醒めてるだろう」と自分勝手な判断でハンドルを握ってはいけません。

飲酒運転は、自転車でも禁止です。絶対に止めましょう。
家庭・職場・地域で、飲酒運転追放の意識を持ち、「車を運転してきている人にはお酒を飲ませない」「お酒を飲んだ人に運転させない」を徹底し、互いに注意し合しましょう。
問い合わせ先 市生活環境課 ☎241411 番内線130番、FAX 240395番

積雪時の検針にご協力を

除雪のとき、メーターボックスの上に雪が積まされると、検針が困難になることがあります。ボックスの上には、雪などを置かないようご協力をお願いします。

給水工事をするときは

家屋などの新築、改築に伴って市の水道から給水工事(新設・増設・改造)をするときや、建築工事などによる臨時の給水をするときは、着工前に市指定給水装置工事事業者を通じて市水道部へ給水の申し込みをしてください。

開栓・休栓の連絡を

転居などにより、新たに水道の使用を始めた中止したりするときは、あらかじめ市水道部にお知らせください。(土・日曜日、祝日を除く3日前までに連絡してください。)

連絡・問い合わせ先 市水道部業務課 ☎22-2722、FAX 24-4054

製造事業所の皆さん
工業統計調査にご協力を

■ 企画課

12月31日を基準日として、全国一斉に工業統計調査が行われます。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

年末を控え、何かとお忙しい中ですが、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密は固く守られますので、正確な記入をお願いします。

問い合わせ先 市企画課 ☎ 411-1398番 FAX 411-1398番

12月20日から発効
産業別最低賃金

■ 滋賀社会保険事務局

滋賀県下の、産業別最低賃金が12月20日から次のとおり改正発効することになりました。

なお、今回の改正により、昨年末であった日額はなくなり、時間額のみとなりました。

問い合わせ先 彦根労働基準監督署 ☎ 0654番

	時間額(円)
繊維工業	695
窯業・土石製品製造業	773
鉄鋼業	773
一般機械器具製造業	773
電気機械器具製造業	755
自動車・同附属品製造業	773
精密機械器具製造業	762
各種商品小売業	709

国民年金のお知らせ

■ 滋賀労働局賃金室

国民年金の保険料は所得額から控除できます

国民年金の保険料は、所得税や市県民税を算出する際に、社会保険料控除の対象として全額の控除が認められています。

15年間に納めた国民年金保険料の合計金額です。過去に納められた期間や、免除を受けていた期間の分として納めた国民年金保険料も控除の対象となります。

なお、確定申告や年末調整の書類には、平成15年中に納めた国民年金保険料の合計額を記入することになりますので、領収書は大切に保管してください。

国民年金保険料納付済確認書が必要とする人は、下記までお問い合わせください。

年末です！国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金に加入すると、20歳から60歳になるまで、国民年金保険料の納付が義務づけられます。

保険料が納付されていないと、万一の事故のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり、将来の老齢基礎年金も受けられなくなるなど、生活の支えを失うことになりかねません。

受け付けます 入札参加申請

平成16年度において彦根市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、その他委託等業務、物品供給等の入札等に参加を希望する者の入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

受付期間 次の各期間内の月・火・水曜日に行います。
物品供給等 平成16年1月19日(月)～2月4日(水)
測量・建設コンサルタント等業務、その他委託等業務 2月9日(月)～同18日(水)(11日(水)を除く)

ただし、平成15年度分受付で申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

ただし、平成15年度分受付で申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

受付時間 午前9時～同11時30分午後1時～同4時
受付場所 市役所別館2階(市役所別館2階)
申請書などの交付 1月6日(火)から(同日から、彦根市ホームページからダウンロードもできます。)

受付期間内に申請がない場合は、平成16年度の入札参加資格が得られません。なお、資格の期限切れに伴う通知は行いませんので、ご注意ください。

問い合わせ先 市契約監理室 ☎ 1411番内線291番 FAX ☎ 1397番

ねません。年末の機会に納め忘れがないか、ご確認ください。

年金受給者に対する不審な通知に気づけよう

日本国民年金協会などの名前を騙って、各地の年金受給者に

対して「年金過払い額返還請求兼告知書」という文書が送付されています。

年金の過払いについての案内は、社会保険庁が社会保険事務

所しか行いません。不審な通知などが郵送されてきたら、左記まで相談し、すぐに請求とおり

払わないでください。

問い合わせ先 滋賀社会保険事務局彦根事務所 ☎ 1111番 FAX ☎ 9038番

保険年金課 ☎ 1411番内線138番 FAX ☎ 1398番

ご利用ください
彦根市の 勤労者向け融資制度 教育資金

勤労者(事業主を除く)またはその子もしくは兄弟姉妹が、大学、短期大学または修業年限が2年以上の専門学校に入学・就学するのに必要な資金の一部を融資します。

融資金額 100万円以内
利率 年1.45%(固定)
償還期間 5年以内(据置期間あり)
申込先 近畿労働金庫彦根支店
他の公共融資制度と併用できます。

問い合わせ先 商工課 ☎ 22-1411 (内線328) FAX 22-1398

行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
ひこねエコマーケット「夢畑」 ～いらぬものをいる人へ～	12月21日(日) 10:00～14:00	松下電工新彦根工場体育館(無料)	内容:ごみを減らし、環境にやさしい生活を提案します。リサイクル品、手作りの作品などの市川町から掘り出し物を見つけてください。 リサイクルステーション ☎ 26-4810 (問い合わせは、日・木曜日以外の10:00～16:00に)
除夜の鐘をつくつどい	12月31日(木) 23:30～	彦根城内時報鐘	参加費:無料 ※事前の申し込みは不要、現地先着順で歩いていただきます 城山公園事務所 ☎ 22-2742
新春甘酒接待	1月1日(祝) 10:00～	彦根城天守前広場	内容:先着500人に無料の甘酒を提供します ※甘酒は無料ですが、通常の彦根城敷料(一般500円、小・中学生200円)は必要です 城山公園事務所 ☎ 22-2742
彦根城築新開き	1月4日(日) 11:00～	彦根城内作業所(隣の配布は各入城町で)	内容:城内に飾られていた餅餅を切り分け、先着300人(表門、大手門、黒門各100人ずつ)の入城者に提供します 城山公園事務所 ☎ 22-2742

表1 臨時収集の内容

収集する日	収集するごみ	収集する区域
12月23日(祝・火曜日)	燃やせるごみ	城南、城陽、若葉、高宮、平田、金城、河瀬、亀山、稲枝北、稲枝東、稲枝西
	プラスチックごみ	佐和山、旭森、鳥居本
	缶・金属類	佐和山、旭森、鳥居本

表2 特別収集の日程

月日	12月29日(月)	12月30日(火)
燃やせるごみ	月・木曜日の収集区域(城東、城西、城北、佐和山、旭森、鳥居本の各小学校区)	火・金曜日の収集区域(城南、城陽、若葉、高宮、平田、金城、河瀬、亀山の各小学校区、稲枝中学校区)
廃プラスチック	月曜日の収集区域(河瀬、亀山の両小学校区、稲枝中学校区)	火曜日の収集区域(佐和山、旭森、鳥居本の各小学校区)
粗大ごみ	奇数月の収集区域(城南、平田、旭森、高宮、河瀬、城陽、若葉、亀山の各小学校区、稲枝中学校区)	(収集しません)

表3 直接搬入できる日時と場所

ごみの種類	受付日	受付時間	搬入先
燃やせるごみ	12月28日(日)	9:00～12:00 13:00～16:15	市清掃センター(野瀬町) ☎ 22-2734
	12月29日(月)		
	12月30日(火)		
プラスチックごみ 缶・金属類 ペットボトル 乾電池	12月29日(月)	9:00～12:00 13:00～16:15	市清掃センター(野瀬町) ☎ 22-2734
	12月30日(火)		
	12月30日(火)		
粗大ごみ	12月28日(日)	9:00～12:00 13:00～16:15	中山投棄場(中山町) ☎ 26-5250
	12月29日(月)		
	12月30日(火)		
陶器類・その他ごみ	12月28日(日)	9:00～12:00 13:00～16:30	中山投棄場(中山町) ☎ 26-5250
	12月29日(月)		
	12月30日(火)		

年末年始のごみ処理

■ 雨清掃センター

収集

12月23日(火)には表1のとおり臨時収集を行います。また、12月29日(月)、同30日(火)の両日には表2のとおり特別収集を行います。

29日(月)に奇数月収集区域の粗大ごみ有料戸別収集を行います。申込受付は、22日(月)までの平日(午前

8時30分～午後5時15分)にお願

搬入

12月28日(月)～同30日(火)の3日間、表3のとおり直接搬入を受け付けま

す。ごみは、種類ごとに正しく分別し、雨清掃センターまたは中山投棄場へ搬入してください。

なお、「陶器類」その他「ごみ」の搬入には、許可証が必要です。事前に彦根大上広域行政組合中山投棄場 ☎ 265250番へお問い合わせください。

混雑します！

昨年同様、30日にはたいへん込

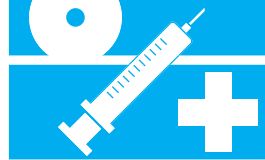
み合いました。今年も昨年以上に込み合うことが予想されます。込み合うときには、長時間お待たせすることになりますので、できるだけ早い時期に搬入してください。

ごみ出しは 指定専用袋で！

ごみは指定専用袋で出してください。

市販のビニール袋やスーパーなどのレジ袋で出されたごみは収集できません。必ず、指定専用袋に入れて出してください。

問い合わせ先 雨清掃センター ☎ 22734番 FAX ☎ 247787番



健康管理だより

☎健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870



けんこう相談

- 保健師による相談 (9:30~11:00)
 - 1月6日(火) 老人福祉センター
 - 1月9日(金) 福祉保健センター
 - 1月13日(火) ハビネスひこね (休業-7日)
 - 1月16日(金) 福祉保健センター
 - 1月16日(金) 東山会館
 - 1月27日(火) 広野会館
 - 1月28日(水) 稲枝地区公民館
- ※上記の日程以外にも、健康管理課では電話での相談を随時行っています。
- 栄養士による相談 (9:00~11:50) (予約制)
 - 1月23日(金) 福祉保健センター
- 歯科衛生士による相談 (9:00~11:30) (予約制)
 - 1月22日(木) 福祉保健センター

すくすく相談

- 身体計測 日程・対象
 - 1月8日(水) 4か月~1歳未満児
 - 1月15日(水) 1歳以上の児
 - ※図書館職員などによる絵本の読み聞かせなどもあります。
 - 1月29日(水) 4か月未満児
 - ※全乳幼児対象の個別相談も行います。
- 場 所 福祉保健センター
- 時 間 9:30~11:00

年末年始の歯科診療

月 日	当番医	所在地	電話番号
12月29日(月)	長寿歯科医院	平田町422-13	26-1993
12月30日(火)	三希子歯科	西今町21-1	26-5069
12月31日(水)	白石歯科	野良田町325-5	43-2017
1月 1日(祝)	野村歯科医院	原町180-28	26-5183
1月 2日(金)	若松歯科医院	大上野町大野町215	38-4500
1月 3日(土)	むとう歯科医院	西今町363-5	21-0008

※診療時間は、いずれも10:00~16:30です。

10か月に なりました



平成16年1月の乳幼児健康診査

場 所	場 所	場 所
福祉保健センター	南老人福祉センター (稲枝支所の北隣・田原町)	
4 か 月 児	10 か 月 児	1歳6か月児
13日(火) 20日(火)	14日(水) 21日(水)	18日(日) 23日(金)
平成15年 9月生	平成15年 3月 1日~18日生 3月 19日~31日生	平成14年 7月 1日~15日生 7月 16日~31日生
13:00~14:00		
2歳6か月児	3歳6か月児	
15日(木) 22日(木)	19日(日) 26日(日)	
平成13年 7月 1日~18日生 7月 19日~31日生	平成12年 7月 1日~15日生 7月 16日~31日生	
13:30~14:00	13:30~14:00	

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物を確認してください。
※2歳6か月児健診には、歯ブラシとコップが必要です。
※3歳6か月児健診では、視力検査、聴覚があります。朝一番の尿をきれいに取ったビンなどに入れてお持ちください。

離乳中期相談

☆母子健康手帳をお持ちください。
日 時 1月22日(水) 9:45~11:30 (受付は9:30~9:45)
場 所 福祉保健センター
対 象 6~8か月児とその保護者 (集団指導)

ご協力ありがとうございました 複十字シール募金

結核予防思想の普及と予防事業の推進のために、10月1日から実施しました募金運動には、今年も多くの皆さんからご協力をいただき、ありがとうございました。



今年の実績額 **202,000円**

(シール・封筒組み合わせ 1,010組)

情報 掲示板

お早めに 該当する人は申請を 特定疾患の病者に見舞金

滋賀県特定疾患治療研究事業の対象となる疾患にかかっている人に、見舞金が支給されます。
次に該当する人は、期限までに申請してください。申請書は、福祉課(平田町・福祉保健センター2階)、市民課(市役所1階 番窓口)、支所・各出張所にあります。
本市に引き続き3か月以上住所を有し、次の疾病のいずれかに該当し、現に医療機関で治療を受けている人で、滋賀県が発行した特定疾患患者手帳(特定疾患医療受給者証)または特定疾患登録者証(特定疾患登録者証)を持っている人
申請に必要なもの 特定疾患患者手帳(特定疾患医療受給者証)または特定疾患登録者証と印鑑、金融機関(郵便局は除く)の口座番号を確認できるもの
対象となる疾病 ベーチエット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症、皮膚筋炎および多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ピュルガール病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、難治性

性の肝炎のうち劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病)、アミロイドシス(原発性)、後縦靭帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)、ウエゲナー肉芽腫症、特発性拡張型心筋症、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群)、表皮水疱症(接合部および栄養障害型)、膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特発性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオン病、原発性肺高血圧症、神経線維腫症、亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓塞栓病(肺高血圧型)、ライソゾーム病 副腎白質ストロフィー
見舞金 1人月額1,000円
申請受付期間 平成16年1月5日(月)~同30日(土・日曜日、祝日を除く)(期限厳守)の午前8時30分~午後5時15分
申請・問い合わせ先 福祉課 ☎23-9590番 FAX ☎23-4135

動く図書館 たちばな号

巡回日程【1月前半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
6日(火)	宮田町山田神社	11:00
	J A 鳥居本高根団地	13:20
	小野こまち会館	14:10 15:00
7日(水)	太東平団地	13:20
	湖上山会館前	14:10 15:00
8日(木)	葛籠町公民館	13:30
	高宮地域文化センター B S アパート2号棟	14:20 15:10
9日(金)	清崎町ばんば	13:20
	川瀬馬場町 J A 本店前	14:10 15:00
13日(火)	河瀬地区公民館	13:20
	多景保育園横町	14:10 15:00
14日(水)	長曾根町中央部	13:20
	彦根ニュータウン中央部	14:10 15:00
15日(木)	榎野公民館	13:30
	昭和アルミ茂賀ハイソ広野会館	14:20 15:10
	鳥居本地区公民館	11:00
15日(木)	小泉町百貨卸センター駐車場(東側)	13:20
	東沼波町秋葉神社	14:10
15日(木)	旭森地区公民館	15:00

駐車場での駐車時間は、30~40分間です。
図書館休館日 12月27日(土)~1月5日(月)、年末~1月前半 12日(月・祝)
図書館やたちばな号の利用は無料です。

尿 収 集 予 定 日 1月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。



- 5日(月) 開出今蔵の町団地、八坂東団地、三津、長曾根南、平田(大沢を除く)、開出今蔵(第3部)、八坂北、海瀬、肥田(西肥田)
- 6日(火) 開出今蔵の町団地、八坂東団地、開出今蔵(第1部)、平田(大沢を除く)、宇尾、三津屋、海瀬、肥田(西肥田)
- 7日(水) 開出今蔵(第1部) 後三条(下)、平田(大沢を除く)、宇尾、三津屋、肥田(西肥田)、金沢(金沢団地)
- 8日(木) 後三条(下)、平田(大沢を除く)、野瀬、三津屋、金沢(金沢団地)
- 9日(金) 後三条(下)、中央(第2・3部)、平田(大沢を除く)、野瀬、開出今、八坂、出路、田原、金沢(林、中下)
- 13日(火) 佐和、立花、元、尾末、竹ヶ鼻、甘呂、八坂、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、田附、新海、金沢(林、中下)
- 14日(水) 金龜、船、旭、大東、竹ヶ鼻、甘呂、八坂、南三ツ谷、甲崎、上岡部、下岡部、柳川、上西川、下西川、稲部(稲部)
- 15日(木) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、錦(第1部)、岡、西沼波(東部を除く)、竹ヶ鼻、日夏、龜山地区、稲部(稲部)



年 末 年 始 の 市 の 業 務

市役所では、12月27日(土)から新年1月4日(日)まで業務を休ませていただきます。



この期間中、各種証明書等の発行はできません。必要とする人は、12月26日(金)までに窓口へお越しください。ただし、出生・死亡・婚姻等の戸籍の届出(住民異動の届出は除く。)は、休み期間中も受け付けています。当直職員まで申し出てください。

また、病院業務などについては、右上の表のとおり取り扱います。

市税、国民健康保険料、し尿処理手数料、上・下水道使用料などを納付していただくときは、市が指定している金融機関(右の一覧のとおり)を利用してください。

年 末 年 始 の 業 務 カ レ ン ダ ー (○印は業務を行う日です)

日・曜日 業務の種類・施設名	12月					平成16年1月				問い合わせ先など
	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水)	1日(祝)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	
火 葬 事 業	○	○		○	○		○	○		彦根犬上広域行政組合「紫雲苑」 ☎48-1318
し 尿 収 集 事 業			○	○						彦根市事業公社 ☎23-4135
休日急病診療所 (福祉保健センター内) 診療科目：内科、小児科		○	○	○	○	○	○	○	○	診療時間 10:00~17:00 (受付は16:30まで) 休日急病診療所 ☎22-1119
市 立 病 院 (救急患者の診療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	救急センターで診療 市立病院 ☎22-6050

※年末年始のごみ処理(収集、搬入)については、9ページをご覧ください。

※上記以外については、市役所(当直) ☎22-1411へお問い合わせください。

滋賀銀行

(彦根支店彦根市役所派出所を除く)

りそな銀行
彦根信用金庫

びわこ銀行

大垣共立銀行
近畿大阪銀行

滋賀県信用組合
滋賀県民信用組合

近畿労働金庫

商工組合中央金庫
東びわこ農業協同組合

郵便局
(金融機関ごとの営業日に)
ご注意ください

ご覧ください テレビ放送

彦根市 この1年

= ニュースダイジェスト =

放送日 12月28日(日)
18:00~18:15
(再)12月31日(水)
9:30~9:45
放送局 びわ湖放送

あんなことありませんでした
こんなこともありません

雪の季節となりました。市では、積雪時に市内幹線道路の除雪を計画しています。作業は、大型車両(写真)を使って行いますので、安全円滑にできるよう、作業の妨げとなる路上駐車などが無いよう、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 国道路河川課 ☎22-1411
1 番内線 236 番、FAX ☎245211

雪の季節になりました 除雪作業に ご協力ください



仙琳寺住職の内田さん

表紙では、「住みたい住み続けたいまち」彦根の表情を写真で紹介しています。写真をお持ちでない場合は、情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411(内線431)へ気軽に連絡してください。

表紙のことば

内田 一明さん(吉沢町)

佐和山の山裾にある仙琳寺は、彦根藩四代藩主井伊直興の子、本空を開基とする由緒のある寺です。8月に彦根城博物館で開催されたテーマ展「井伊家歴代の肖像」では、仙琳寺の井伊直興像、井伊直中像が展示されました。

境内にある恵明権現は、頭痛などの首から上の病気に「利益がある」と言われ、かつては大勢の人が、豆腐を持ってお参りに来られました。あまりたくさんあるので、豆腐を田楽にして振る舞ったこともあるそうです。年配の人なら、ご存じの方もありませんではないでしょうか。

表紙写真の楼門は、有名な時代劇のロケに使われたこともあります。少し温かい日に、訪れてみてください。